

資金繰りにお悩みの皆様へ

資金繰り支援のご案内

日本政策金融公庫による融資制度

✓セーフティネット貸付

→一時的に業況が悪化している方向けの融資制度

信用保証協会による信用保証制度

✓セーフティネット保証5号

→全国的に業況の悪化している業種向けに
通常の保証限度額とは別枠で保証

✓経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）

→所定の計画に従い経営改善・事業再生を行うための保証

✓小口零細企業保証

→小規模企業者の安定的な資金調達のための保証

✓モニタリング強化型特別保証

→中小企業者が自身の経営状況の変化や予兆を早期に把握するための保証

詳しくは裏面

日本政策金融公庫による融資制度

①セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）

対象者	社会的・経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる中小企業・小規模事業者※1。 ※1：特別相談窓口が設置された災害・事象による影響を受けた場合、売上減少等の要件を満たさずとも対象とする要件緩和を実施
貸付限度額	（中小事業）7億2千万円、（国民事業）7,200万円
貸付利率	基準利率 →次のいずれかに該当する場合は、上記利率から0.4%を控除 ① 原油価格上昇をはじめとした原材料・エネルギーコスト増の影響又は中東・ウクライナ情勢の変化の影響を受けており、かつ、最近における売上高、売上高総利益率または売上高営業利益率が前期に比し5%以上減少している場合 ② 米国自動車関税措置等の影響を受けており、かつ、最近における売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前期に比し5%以上減少している場合
貸付期間	運転資金10年以内（据置期間3年以内）、設備資金20年以内（据置期間3年以内）

信用保証協会による信用保証制度

②セーフティネット保証5号

制度概要	全国的に業況の悪化している業種（指定業種）に属することにより経営の安定に支障を生じている中小企業者（売上減等）に対して借入金の80%を保証する制度
制度詳細	市町村が発行する認定書（売上高が5%以上減少等）が必要 保証上限2.8億円（通常の保証限度額とは別枠）・80%保証

③経営改善サポート保証（経営支援・再生支援強化型）

制度概要	経営改善サポート会議や経営改善計画策定支援事業（405事業）等で策定した計画の実行に必要な資金を、保証付融資で支援する制度
制度詳細	保証上限2.8億円・保証料率0.4%・保証期間最大15年（うち据置期間最大3年）・100%保証の融資は100%保証で借換可能

④小口零細企業保証

制度概要	小規模事業者（従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）等）を対象とした、100%の保証が可能な制度
制度詳細	保証上限2,000万円（既存の保証付融資と合計で2,000万円の範囲内）・100%保証

⑤モニタリング強化型特別保証

制度概要	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことで、自身の経営状況の変化や予兆の早期把握を後押しする制度
制度詳細	保証上限2.8億円・保証料率0.45%～1.90%・保証期間最大10年（うち据置期間最大1年（運転資金）、3年（設備資金））・2026年度までの保証申込：保証料の1/2相当を補助

（①に関するお問い合わせ先）

日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル（0120-154-505）

（②～⑤に関するお問い合わせ先）

お取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会

